

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年六月一日

青森県警察本部長 大塚 泰博

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（青森県警察情報管理システム業務端末機器）一式

二 賃貸借期間

平成二十八年十月一日から平成三十三年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてA又はBの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

6 過去五年の間に警察庁又は他都道府県警察において、同種、同規模の機器の賃貸借契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年六月十三日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七―七二三―四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話　〇一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十八年六月二十四日　十一時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部　会計課会議室

平成二十八年六月二十四日　十一時十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

3 契約金額

落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。ただし、平成二十九年度から平成三十二年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十三年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。